

令和4年度第9回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年12月9日(金)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和4年12月9日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右                      2番 土山 秋吉                      3番 杉本 和明

4番 徳永 章                          5番 中嶋 英徳                      6番 石井 裕

7番 嶋田 正忠                      8番 宮本 静子                      9番 木山 倫彦

10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域                      中村 建治                      楠田 源志                      池上 春男

六栄区域                          平木 誠志                      城戸 祐樹

長洲・清里区域                  坂井 隆浩                      濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

木原 大介

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

## 10. 提出議案

- ・ 報告第 1 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 報告第 1 7 号 許可不要転用届について
- ・ 報告第 1 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- ・ 議案第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 3 3 号 非農地証明交付申請について
- ・ 議案第 3 4 号 農用地利用集積計画（案）について

その他

(吉田事務局長)

起立、礼、着席。それでは、ただ今から令和4年度第9回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いします。

(濱北会長)

皆さん、おはようございます。もう皆さんも、ご存知でしょうけど、先日の森保ジャパンのワールドカップ観ましたでしょうか。決戦リーグでは負けましたけれども、1次リーグでは本当、過去優勝したとるドイツとかスペインに逆転で勝ちまして、森保ジャパンになって2大会連続1次リーグを突波したわけです。決勝リーグでは1-1でドローでPKになったんですけど、PKは日本が完全な力不足で負けとったような感じを受けました。これは、仕方のないことですけど、本当に感動をもらいました。日本人全部がそういう気持ちになったろうと思います。また、次につなげてくれるだろうと思います。それでは、挨拶に入ります。月の経つのも早いもんでもうあと20日で正月を迎えます。1年間皆様本当にご苦労さまでございました。今年はあまり大きな台風も来ず 雨も豪雨という豪雨は少しは来ましたが、そうはなかったかなあというふうに思います。本当に農業をしていますと雨とか台風が一番気になるところでございます。本当に良かったと思います。1年間農業委員会の継続が出来ますように現地調査やら3条、4条、5条の現場確認やら皆さん本当にご協力ありがとうございました。まだ今から人・農地プランの続きもまだ出てくると思いますが、これも逃げて通れないことだろうと思います。今後ともよろしく願い申しあげます。それから、来年の10月農業委員会の改選がやって参ります。あと残り10ヶ月になりましたけれど、私はもう今度引退しますが、最後まで一生懸命頑張っていきます。よろしく願いします。また来年は正月 皆さんご家庭で新しい新年を迎えられますよう祈念申し上げて挨拶に代えさせていただきます。ただいまから、第9回の総会をいたします。よろしく願いいたします。

(事務局長)

ありがとうございました。それでは 定足数のご報告をいたします。本日 委員の皆様全員出席でございますので、定足数に達しております。総会は成立することをご報告いたします。尚、楠田委員が遅れて来られるということと 木原委員の方が欠席です。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いします。

(濱北会長)

はい それでは、これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第17号 許可不要転用届について

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第 33 号 非農地証明交付申請について

議案第 34 号 農用地利用集積計画（案）について

を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、4 番 徳永委員 5 番 中嶋委員にお願いをいたします。

早速議事に入ります。1 ページです。「報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（事務局長）

はい、報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号 17 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第 16 号の説明を終わります。

（濱北会長）

ありがとうございました。今 事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

（濱北会長）

ないようですので、報告第 16 号をこれを以って終わります。

（濱北会長）

次に進みます。2 ページです。「報告第 17 号 許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局長）

それでは、報告第 17 号 許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。議案書の 2 ページ、受付番号 4 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

許可不要の要件につきましては、地方公共団体が公共の用に供する施設に転用する場合は許可不要となっております。

今回の届出については、議案書記載のとおり区民活動等、地域振興のために使用するためとなっておりますので、許可不要となります。

以上で、報告第 17 号の説明を終わります。

（濱北会長）

ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。この件について、何か質問等はございましたでしょうか。

（増岡委員）

すみません。いま ありましたけど、区民活動のためという風に書いてありますけど、具

体的にはどのような使い方をするんかは、まだ決まってないでしょう。

(事務局)

まだ決まってないです。

(増岡委員)

わかりました。

(濱北会長)

他にございませんか。

(濱北会長)

ないようですので、報告第 17 号を終わります。

次に進みます。3 ページです。「報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

それでは、報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

以上で、報告第 18 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございます。いま、事務局より説明がございました。この件について、何か質問等はございましたでしょうか。

(濱北会長)

ないようですので、報告第 18 号をこれを以って終わります。

(濱北会長)

次に進みます。4 ページです。議案第 32 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

まず、議案書の 6・7 ページ、受付番号 15 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、一先宮の西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 3 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、駐車場用地のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地である為、第 2 種農地と判断して

おり、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和5年1月1日より着工予定、令和5年1月30日、完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、従業員の駐車場20台分の確保が必要であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、大がかりな造成工事を行わないため土砂の流出・堆積・崩壊の危険はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのこと。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号15番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の4番 徳永委員にお願いいたします。

(徳永委員)

4番 徳永です。現地はですね、一先宮の西側で葛輪納骨堂の間を南に抜ける狭い道路で、軽トラが通れる位の道路なんですけど、普段はほとんど人は通っておりません。地主さんが草刈りに通るくらいで、周辺には家屋もありませんので、まあ何も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

(城戸推進委員)

推進委員の城戸です。いま 言われた通り問題ないと思われまますので、審議の程よろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がございました。この件について、なにか質問等はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

(濱北会長)

ない様ですので、採決を致します。議案第32号 受付番号15番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 32 号 受付番号 15 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。8 ページです。受付番号 16 番を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)

議案書の 8・9 ページ、受付番号 16 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、長洲町役場の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページから 7 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための使用貸借権設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域であるため第 3 種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書及び残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 1 月 8 日より着工予定、令和 5 年 4 月 30 日、完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m<sup>2</sup>を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、コンクリートブロックにより隣地への土砂の流出を防止するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は浸透枡を設置し、オーバーフロー分は側溝に排水をするという事です。

以上、受付番号 16 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 8 番 宮本委員をお願いいたします。

(宮本委員)

8 番 宮本です。こちらは、しまむらを通り過ぎてすぐ右に入ったところの場所になりま

す。盛土をされるということなんですけれども、コンクリートブロックとかですということですので、何ら問題はないかと思えます。審議の程、よろしくお願い致します。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。特に問題はないかと思えます。審議よろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何かご意見等はございますか。

(濱北会長)

ありませんか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございます。採決をします。議案第 32 号 受付番号 16 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です。議案第 32 号 受付番号 16 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。10 ページです。受付番号 17 番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

はい。それでは、議案書の 10・11 ページ、受付番号 17 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、折地踏切の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 9 ページから 11 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一段の農地の区域にある農地であるため第 1 種農地であり、原則不許可ですが、例外的に許可できる場合が定められております。

例外規定については、農地法第 4 条第 6 項ただし書きウの集落接続要件を満たすため許可できるものと判断をしております。



資力につきましては、金融機関からの融資証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和5年1月15日より着工予定、令和5年8月31日、完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成工事を伴わないため土砂流出の被害はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことでした。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は道路側溝に排水するというごさいます。

以上、受付番号17番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の3番 杉本委員にお願いいたします。

(杉本委員)

はい、杉本です。この場所は、写真を見てもらいますと、もう水道の引き込みがあつてますね。近頃 こういったものが批判されてますが、おそらくですね、地主の方が、土地を分筆されるときに、もうその時に付けられたんだと思うんですよ。この方も家を建てられてから30年前の話なんで、その時の農業委員さんはもういらっしやらないと思いますので、そういった状況で写真に写ってるんだと思いますんで、まあ 事務局の方から 問題ないとありましたので、審議のほどよろしく願います。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

(城戸推進委員)

推進委員の城戸です。今 説明された通り問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願います。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がございましたけれども、この件について、質問等はございますか。

(土山委員)

ちょっとよかですか。これは、1種農地で買う人は もちろん特例を利用して家を建てられると思うんですけども、だいたい原則としては、1種農地の売買は農業をするものに売らなるとだろ。特例ばして住宅ば建てるんじゃないかと。

(事務局)

今回の特例が集落接続という特例なんですよね。この航空写真見てもらうと分かるんですけども、1段の集落があってそれに接続してるという事で 今回は許可されております。

(土山委員)

こっがずーっと隣接して建っていくなら、分断されるなら、1種農地じゃなくなるとたいね。

(事務局)

ずーっと建って行って 10ha を割ってしまえばですね。

(事務局)

そら見直しは何年に1回かあるわけ。4～5年に1回くらい。

(事務局)

いえ、それは、農振農用地はありますけれども、この白地の部分については見直しはありません。

(事務局長)

今の現状で1種農地かどうか判断するので・・・

(土山委員)

もう見た感じ1種じゃなか感じのするもんね。2種か3種か。もうだいたいここは1種たいね。

(増岡委員)

すみません。私 ちょっと同じ区でここんところ歩いていたとき水道メーターなかった気がするんですけど、かなり前なんですけど、木とかなんとかあって、何年か前から売るつもりでおるから整理したいって言われてたけど、水道メーターまでは確認してなかったんですがね。今回は何ら問題ないということなので・・・

(事務局)

ボックスは あったんですけども、昨日 今日つけたって感じではなかったんで・・・

(増岡委員)

何年か前に付けられたと思います。

(濱北会長)

他にございませんか。

ないようですので、採決を致します。議案第32号 受付番号17番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です。議案第32号 受付番号17番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。12ページ。受付番号18番を議題といたします。事務局より説明をお願い

します。

(事務局長)

議案書の12・13ページ、受付番号18番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、旧長洲保育所の東側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の13ページから15ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための贈与による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和5年1月10日より着工予定、令和5年6月30日、完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成工事を伴わないため土砂流出の被害はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことです。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は道路側溝に排水するということです。

以上、受付番号18番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の8番 宮本委員お願いいたします。

(宮本委員)

8番 宮本です。この場所は出町の方の織田石油の隣になります。周りは住宅が建ち並んでおりますので、何ら問題はないかと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。説明の通り住宅に囲まれて何ら問題はないかと思われま。審議の

ほどよろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、推進委員より説明がございました。この件について、なにか質問等はございますか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

はい、ありがとうございます。なければ採決をいたします。議案第 32 号 受付番号 18 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 32 号 受付番号 18 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。14 ページです。受付番号 19 番を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)

議案書の 14・15 ページ、受付番号 19 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、すこやか館の西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 17 ページから 19 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、資材置場兼駐車場のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域であるため第 3 種農地であり、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 2 月 1 日より着工予定、令和 5 年 3 月 31 日、完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、資材置場及び 3 台分の駐車スペースであるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周辺に農地はないため被害はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応することです。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はございません。雨水は自然浸透及びオーバーフロー分は南側側溝に放流ということです。

以上、受付番号 19 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 8 番 宮本委員にお願いいたします。

(宮本委員)

8 番 宮本です。こちらは、すこやか館とロッキーの間の細い道を入れていったところなんですけれども、こちらも回りは住宅で何ら問題はないかと思われま。審議のほどよろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。こちら活用した方がいいような土地でございます。審議のほどよろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。

この件について、何か質問等はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございました。なければ採決をいたします。議案第 32 号 受付番号 19 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です。議案第 32 号 受付番号 19 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、16 ページです。「議案第 33 号 非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

議案第 33 号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。

議案書の 16 ページ、受付番号 3 番です。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。

説明資料の 20 ページに現況の写真を載せております。

申請理由につきましては、現地は既に山林化しており、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものでございます。

土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するためご審議いただくものです。

以上、議案第 33 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問・ご意見等はございませんか。

(中嶋委員)

ちょっと、すみません。よかですか。これは、どっちの場所は、綺麗に刈ってあつところから、右側の土手の・・・

(事務局)

刈ってあつところも一部あって、土手みたいなども大部分が荒れてて・・・

(中嶋委員)

一部竹が生えててちょっと・・・すみませんけども、畑と山林の税金はどっちが高つたつですか。

(事務局)

畑と山林ですか。あまり変わらないくらいという風に、伺ってます。あの山林に変えてもそんなに税金は変わらない。

(中嶋委員)

去年から少しは、畑とか田が山林しとつとこば 変えよんなるけん、税金の高つたつなら変えんがよかたいて 変えらっさん方がよかつかなあて思うて変えならんとかなあて思うて・・・巡回した時に竹のいっぱい植わつとつてですよ、手ば広げたくらい空けて筍ば栽培しよんなつとか分からんところがあつとですよ。どっちかなあて思うてですね。

(嶋田委員)

一応住所ばここに書いてあつとですけど、今まで地図ば付けよつたておもうとですけどなかけんが、ここはどの辺かなあて思いまして。

(事務局)

すみません。この見えてる建物が正福寺です。清源寺のお寺、北側の格納庫のところ。納骨堂の北側になります。今度から 地図を付けます。

(濱北会長)

他に ありませんか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

なければ、採決をいたします。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(事務局長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 33 号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、17 ページです。今日の最後です。「議案第 34 号 農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第 34 号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、18 ページが総括表となり 2022 年の期間ごとの総括になります。19 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、20 ページ 賃借権 8 件 15 筆 16,546 m<sup>2</sup>、21 ページ 期間借地 3 件 5 筆 3,906 m<sup>2</sup>、22 ページ 使用貸借権 4 件 4 筆 3,414 m<sup>2</sup>となっております。

以上、議案第 34 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

(増岡委員)

ちょっと すいません。あの 賃借権のところの 9 番の農業公社になってますが、1 番最初の時に耕作者変更で出てましたけれども、また 同じように農業公社になってますが、借りてた人が辞めたのか、公社が変わったのか耕作者が変わったのか、10 年になってて今度は 5 年でしょ。そういう時に何が理由でそういうふうになるのかなあとちょっと分からないので、借りてた人が辞めた時点でそういう風になるのかお聞きしたいのでお願いします。

(事務局)

私の方から説明させていただきます。まず、この農地流動化で見える部分に関しましては、地権者からどなたに貸してるかっていう所で載っております。今の見え方がこの出し手の方から農業公社に貸しましたっていう見え方になってるんですけども、この農業公社を介した契約っていうのがですね、地権者から農業公社に農地を貸しまして農業公社が作り手に配分するっていう流れになっております。一番最初にご報告した耕作者変更っていうのは、地権者の方が農業公社を介して自ら作ってたんですよ。なので農業公社を介してはいらなくても、自分で作られてたっていうのが今までなんですけど、今後は、一旦これを解約しまして別の耕作者の方にお問い合わせすることになりましたので、契約の結び直してっていう見え方になってます。

(増岡委員)

耕作者さんもお高齢ですからもうされないのかなって、そういう事なんです。分かりま

した。

(濱北会長)

他に、ございませんか。なければ、採決をしてもいいですか。採決をいたします。議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様から何か、意見とか、質問とか何かございませんか。ないですか。

(濱北会長)

なければ、事務局のほうから連絡事項等をお願いいたします。

- 1 水田に対する交付金の5年水張りと畑地化について
- 2 第一腹赤圃場整備の小作料について
- 3 タブレットの操作研修について
- 4 今年度の1泊2日研修会について
- 5 委員改選について
- 6 利用状況調査の結果報告について
- 7 次回の定例会について

(濱北会長)

これをもちまして、令和4年度第9回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前11時04分）



以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印